

シリーズ

知らなきゃ恥かく
判例の常識 (59)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

「JISマーク」

【平成28年(行ケ)第10227号 審決取消請求事件】

原告商標は、「JIS」の欧文文字を標準文字で表示する商標であり、補正の後の指定役務は、第43類「飲食物の提供、(中略)、パーティ用料理及び飲料のケータリング」である。

「日本工業規格 (Japanese Industrial Standards)」を表示する「JIS」の文字からなる標章(以下「引用標章」という。)は、「公益に関する事業であって、営利を目的としないものを表示する標章」であり、著名である。原告出願商標はこれと同一又は類似の商標であるから、商標法4条1項6号に該当するとして、拒絶審決がされた。

原告はこれを不服として本訴を提起した。

裁判所は、本願商標は、引用標章との関係で商標法4条1項6号の商標に該当するものと認められる。また、以下のことから、本件審決の判断に誤りはないものと判断すると判示した。

- ・引用標章が「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する
- ・引用標章が著名な標章であること

「JIS」の文字は、国家規格である日本工業規格を表すものとして我が国において長年にわたって利用され、その対象も多数かつ多岐にわたり、国民生活全般に密接に関わるものであり、加えて、様々な媒体で広く取り上げられ、広告や報道がされてきたものといえる。してみると、「JIS」の文字(引用標章)が、日本工業規格を表す標章として我が国の国民一般に広く認識されており、著名な標章といえるものであることは明らかといえるべきである。としている。

なお、原告の主張にある「JIS」の文字が略称として使用されている例(最下欄参照)として挙げているマークについて、裁判所は、いずれも一般に知られた「JIS」の使用例ではなく、引用標章に接した国民一般がこれらの使用例を想起することは通常考え難く、これらの存在が引用標章「JIS」マークの著名性を否定する理由となるものではないとしている。



★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



ドラム式洗濯用使い捨てフィルタ事件

【H29.4.20 大阪地裁
平成28年(ワ)298号等 特許権侵害差止等請求事件】

本件は、一の法人(Q1生活協同組合)への販売行為について新規性喪失の例外適用(特許法30条)を受けた上で成立した特許権に基づいて、被告に対して被告製品の製造販売行為の差し止め等を求めた事案である。本件では、他の法人(Q2コープ連合)に対しても出願前に販売行為を行っていたことから、この行為に基づいて新規性欠如により特許が無効とされるか否かが争われた。

裁判所は、『・・・同項が、新規性喪失の例外を認める手続として特に定められたものであることからすると、権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在するような場合には、本来、それぞれにつき同項の適用を受ける手続を行う必要があるが、手続を行った発明の公開行為と実質的に同一とみることができるような密接に関連する公開行為によって公開された場合については、別個の手続を要することなく同項の適用を受けることができるものと解するのが相当であるところ・・・Q2コープ連合及びQ1生活協同組合は、いずれも日本生活協同組合連合会の傘下にあるが、それぞれ別個の法人格を有し、販売地域が異なっているばかりでなく、それぞれが異なる商品を取り扱っていることが認められる。すなわち、上記証明書に記載された原告のQ1生活協同組合における販売行為とQ2コープ連合における販売行為とは、実質的に同一の販売行為とみることができるような密接に関連するものであるということとはできず、そうであれば、同項により上記Q1生活協同組合における販売行為についての証明書に記載されたものとみることはいかなる場合においてもできない』と判断して、特許発明の新規性を否定した。

先の公開行為と密接に関連する後の公開行為については、「証明する書面」の提出を省略し得るものの、あくまで例外であることを前提として考えた方が安全であり、出願手続きを進める当事者は、公開行為を行う者から漏れなく正確な公開情報を取得し、後の公開行為についても適用申請を受けるか否かを慎重に判断すべきである。複数の法人に対して公開行為を行った場合、少なくとも法人格が別個であるときには原則として適用申請を受けるべきである。

なお、本件では原告が被告の取引先に対し不競法2条1項3号に該当するとして、被告製品の販売の停止及び廃棄を求める「申入書」を内容証明郵便で送付していたところ、模倣品とは認められず、結果として「虚偽の事実」の流布であり「被告の営業上の信用を害する」として、損害賠償を命じられている。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

